

勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月30日

柴田町長 滝口 茂

柴田町規則第18号

勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 勤勉手当支給に関する規則（昭和41年柴田町規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第6条 定年前再任用短時間勤務職員以外の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第19条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ長と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の124</u></p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の112.5</u></p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の101</u></p> <p>(4) 勤務成績がやや良好でない職員 <u>100分の92</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第6条 定年前再任用短時間勤務職員以外の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第19条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ長と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の119</u></p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の107.5</u></p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の96</u></p> <p>(4) 勤務成績がやや良好でない職員 <u>100分の87</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、</p>

<p>当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の51.5</u></p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の48</u></p> <p>(3) 勤務成績がやや良好でない職員 <u>100分の46</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の49</u></p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の45.5</u></p> <p>(3) 勤務成績がやや良好でない職員 <u>100分の43.5</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>5 (略)</p>
---	---

第2条 勤勉手当支給に関する規則の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第6条 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第19条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ長と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の121.5</u></p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の110</u></p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の98.5</u></p> <p>(4) 勤務成績がやや良好でない職員 <u>1</u></p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第6条 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第19条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ長と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の124</u></p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の112.5</u></p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の101</u></p> <p>(4) 勤務成績がやや良好でない職員 <u>1</u></p>

00分の89.5

(5) (略)

2～3 (略)

4 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

(1) 勤務成績が優秀な職員 100分の50.25

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の46.75

(3) 勤務成績がやや良好でない職員 100分の44.75

(4) (略)

5 (略)

00分の92

(5) (略)

2～3 (略)

4 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

(1) 勤務成績が優秀な職員 100分の51.5

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の48

(3) 勤務成績がやや良好でない職員 100分の46

(4) (略)

5 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。